

福岡市議会議員 ぬくもりと安心のまち

# いけだ 良子



## 新春のお慶びを申し上げます

2025年の新しい年がスタートしました。本年が皆さんにとってより良い年でありますようにお祈り申し上げます。

昨年は、年初めから多くの災害に見舞われた年でした。今年こそは穏やかな年であることを祈るばかりです。

減災・防災のまちづくりを始め、命と暮らしを守る市政の推進に頑張ってまいります。

本年もどうぞご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

福岡市議会議員 いけだ 良子

## 12月議会報告 一般質問

### 医薬品管理マニュアルの作成を！

アレルギーやてんかん発作、低血糖など持病を抱える子どもたちが、安心して学校生活を送るために…

アレルギーによるアナフィラキシーショックの補助治療薬「エビペン」を学校へ所持てくる児童生徒は、市内小中学校で711人に上ります。近年、てんかん発作や低血糖などの持病を抱えている児童生徒も増加し、発作時に使用する医療用医薬品の学校預かりや使用も増加しています。安全な医薬品の保管や使用について、管理マニュアルの作成を求めました。

いけだ 発作時に使用する医薬品の学校での保管はどうしているのか。

教育長 すぐに使用できるように、児童生徒の手元で保管されているが、本人自ら保管できない時は学校で預かる。

いけだ 発作時の服薬や処置は誰が行うのか。

教育長 本人が使用することが基本であるが、自ら使用できない場合には、教職員が代わりに使用することもある。

いけだ 教職員が医薬品を使用することに、問題はないのか。

教育長 文科省監修のガイドラインによると、緊急やむを得ない措置として行うものであれば、医師法等に違反することにはならないとされている。

いけだ 医薬品の預かりに関しては、依頼する保護者と預かる学校側との厳重な確認と管理が必要と考えるが、そのためのマニュアルはあるのか。

教育長 学校が医薬品を預かる際の書式等については、文科省のマニュアルにおいて示されているが、保護者からの相談への対応のほか主治医への確認事項等の詳細な点について本市で別にマニュアルを整備する必要があるとの考え方から、取り組みを開始したところである。

いけだ 発作時には、必ずしも担任や養護教諭が対応できるとは限らない。エビペンと同様に校内研修や講習会で全教職員が使用法について共有すべき。マニュアルの作成にあたっては、対応・研修が養護教諭任せにならないこと、主治医の指示書を盛り込むこと等を要望する。

教育長 マニュアルに含める具体的な内容については、今後、養護教諭等の意見も伺ながら検討していく。教職員の研修についても、マニュアルの作成に併せて検討していく。



### 難病を持つ子どもの学校生活支援、校外学習支援を！

人工呼吸器や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子どもは全国に約2万人、難病と共に生きる子どもは約25万人いると言われています。の中でも希少難病と言われる「先天性ミオパチー」の子どもの現状と支援について質しました。

「先天性ミオパチー」生まれつき筋組織に異常があり、全身の筋肉に筋力低下が生じる病気。進行はゆっくりだが、年齢と共に症状が徐々に悪化する傾向がある。

いけだ 進行性の難病「ミオパチー」は、筋力低下と共に側弯症（背骨が左右に弯曲した状態）を発症し、座位を維持することが困難になることから、学習中には姿勢保持のために補装具が必要となる。側弯症の児童・生徒にはどのように対応しているのか。

教育長 体を支えるために肘を置くことができる机や手すり付き椅子を準備するほか、座面に張り付ける滑り止めのシートや体のすきまを埋めるためのクッションを学校で用意している。座位を保つため、体に合わせた特注の椅子は、小中学校では各自で用意をし、特別支援学校では学校で製作し学校備品として使用している。

いけだ 在籍校種で姿勢保持椅子作製の対応が違う理由は何か。

教育長 小中学校では、自らの力で学校生活を送ることができる児童生徒の在籍を想定しているため、学校備品としては用意していない。肢体不自由特別支援学校では、重度の肢体不自由の児童生徒が多く、身体の動きやコミュニケーション等の障がいの状況に応じた学びを進めるものとされていることから、学校備品として用意している。

いけだ 今や福岡市でもインクルーシブ教育を推進し、小中学校には知的・肢体不自由・情緒など支援が必要な児童生徒が在籍している。その理由は当たらない。側弯症の診断書があれば小中学校も学校備品として用意すべきで、検討をされたい。

いけだ 2020年10月から実施している「福岡市医療的ケア児在宅レスバイト事業」が、2023年9月よりサービス内容と利用可能時間が拡充された。その目的と内容について問う。



こども 未来局長 在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ることが目的。拡充内容は、保育所・学校等に在籍する医療的ケア児に、登下校時や校内・校外活動等において訪問看護を実施する場合、**基本の年48時間とは別枠で、年144時間を限度に提供**するもの。なお、拡充は**2026年3月31日まで**。

いけだ 自然教室や修学旅行など宿泊を伴う行事でも利用は可能か。その際の成果と課題を問う。

こども 未来局長 利用可能である。成果は学校行事への参加がしやすくなつたとの声。宿泊を伴う訪問看護の実施は長時間の拘束が必要となり、規定の労働時間を守る観点から、複数の訪問看護師での対応が必要となるなどの課題もある。

いけだ 事業拡充は2026年3月31日までとなっているがなぜ、期間限定なのか。

こども 未来局長 本事業は、「福岡県医療的ケア児日常生活支援事業費補助金」を活用している。福岡県からは、県事業を时限とした趣旨について、保育所・学校等への看護師配置など、医療的ケア児を受け入れるために必要な体制が整備されるまでの間、医療的ケア児の教育の機会を保障するためであると説明を受けている。

いけだ 宿泊を伴う校外活動等について、2025年度までは拡充部分の144時間を利用できるが、それ以降は従来の48時間の範囲で対応せざるを得ない。宿泊等には、かつてのように保護者が同伴するか参加を諦めなくてはならないという事態を招く。**県がやらなければ福岡市が単独事業**として、教育委員会とこども未来局が連携して**レスバイト事業の継続**に努力していただくよう強く要望する。

### 同性カップルの住民票を、実態に近い記載に！

いけだ LGBTQなど性的マイノリティのカップルを公的に認める「パートナーシップ宣誓制度」を導入して7年目となる。宣誓した組数を尋ねる。

市民局長 11月26日現在、計**207組**

### 2025年度 予算要望を行いました（12月2日）

会派要望（裏面に記載）

西区事業要望

西区議員団で西区に関わる事業要望を市長へ提出しました。各議員が地域の皆さまから頂いた要望をまとめ、公共交通空白地対策や都市計画道路姪浜飯盛線の橋本地区の未整備区間の早期着手と金武地区までの延伸など、道路・河川関連やまちづくり、地域振興など24項目を要望しました。

所属機関・団体

- 教育子ども委員会 委員
- 少子・高齢化対策特別委員会 委員
- 大都市税財政制度確立推進協議会 委員
- (公財)福岡市教育振興会 評議員
- こども・子育て審議会 委員

いけだ パートナーシップ宣誓をした二人に対して、宣誓の証として「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付するが、福岡市では、どのようなことが可能となるのか。

市民局長 市営住宅の入居申し込みや平尾靈園合葬式墓所への申し込み、市立病院における病状や治療内容の説明などについて、婚姻関係にあるものと同様に取り扱われるようになる。

いけだ 福岡市では、現在**207組**が宣誓を行っているが、同居しているカップルの住民票の記載はどのようにになっているか。

市民局長 福岡市では「同居人」と記載している。

いけだ 長崎市の大村市は男性同士カップルの統柄について、男女の事実婚と同様に「夫（未届け）」と記載した住民票を交付した。11月には世田谷区・中野区も始めるなど、現在11の自治体が運用している。福岡市でも希望するカップルには、事実婚と同様の記載をしていただきたい考えるが所見を問う。

市民局長 世帯主との統柄の記載方法については、総務省が定める住民基本台帳事務処理要領において、統一的な記載をするために必要な内容が示されている。同性パートナーの統柄については、「戸籍制度では同性婚は認められておらず、親族関係があると言えない」との国の見解に基づき「同居人」と記載している。

いけだ 総務省は大村市に再考を求めたが、総務省はどのような理由で再考を求めているのか。

市民局長 「公証資料である住民票の写しを交付する住民基本台帳の運用として実務上の問題がある。各種社会保障の窓口で実務上の支障をきたす恐れがある」等の見解を示し、再考を求めている。

いけだ 世田谷区では、事実婚との混同を避けるために統柄の修正について、住民票に「本証明書における統柄は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣言により記載しています」と制度に関するゴム印を押印している。法的拘束力はないこと、区外転出の際の混乱回避など、総務省が懸念することに対して整理をしている。工夫次第で混乱や間違いをなくすることは可能である。住民票は自治事務である。住民の生きづらさを軽減することが自治体の役目である。高島市長の見解を問う。



高島市長 国民生活の基本に関わる問題であることから、国における議論のもと、全国的に統一された運用がなされるべきと考えており、引き続き、国の動向を注視していく。今後とも、**当事者や当事者支援団体の声もお聞きしながら、性的マイノリティ支援のための取組みを進めていく**。



いけだ 良子 事務所

〒819-0043  
福岡市西区野方2丁目13-3  
tel:092-812-3447 fax:092-812-3449  
<http://www.ikedayoshiko.com>  
[nukumori\\_anshin06@yahoo.co.jp](mailto:nukumori_anshin06@yahoo.co.jp)

